解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年三月二十七日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十七日

北海道夕張市社光二〇番地
医療法人財団夕張希望の杜
清算人　八田　政浩

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十七日

東京都新宿区大京町一七番四
東京貨物運送厚生年金基金
代表清算人　渡邉　庄二

配当公告

埼玉県草加市吉町三丁目三番五五―二―八〇九号　破産者　有限会社バケット

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十九年（フ）第二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三五、〇二三、三二七円

一、配当することのできる金額
金二、二七九、〇八九円

平成二十九年十月十七日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一七―一五ア
ヴェニュー南越谷四階ユアライト総合法律事務所
破産管財人　土屋　文博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北一条西七丁目三番地、最後の住所札幌市北区屯田七条二丁目一三番二五号　被相続人　亡　小松　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

札幌市中央区大通西一一丁目四番地　登記センタービル四階ちくま法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹間　朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡双葉町大字郡山字塚ノ腰一二番地、最後の住所不明
被相続人　亡　木村　**真**子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

事務所福島県いわき市内郷御厩町三丁目八〇番地ヤマニ書房外商部二Ｆ―二
相続財産管理人　司法書士　小松　峰子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市平和町二丁目七〇番地、最後の住所群馬県前橋市下沖町一二五番地ロングライフ前橋（不動産登記記録上の住所前橋市平和町二丁目七番一五号）
被相続人　亡　近江　**紀**（不動産登記記録上の氏名　近江　紀）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

群馬県前橋市天川原町一丁目七番地五寺澤ハイツ一〇一号室
相続財産管理人　弁護士　**柳澤**　和良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字須坂六五〇番地、最後の住所埼玉県八潮市大字八條一五六七番地八潮団地一三号棟二〇四号室
被相続人　亡　小林　健夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

埼玉県草加市高砂二丁目二一番三七号　エクセランサビル二階　草加法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市丸山五丁目二八番地の九、最後の住所千葉県船橋市丸山五丁目一五番三号　被相続人　亡　元**橋**　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

千葉県千葉市中央区新田町四―二二サンライト六〇二向井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邊　昌秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市松本町二丁目九七五番地、最後の住所千葉県銚子市松本町二丁目九七五番地　被相続人　亡　渡邊　佐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号　日土地千葉中央ビル五階　コンパサーレ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上田　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷三丁目一三番地、最後の住所東京都大田区大森北一丁目三三番一二―六〇二号　被相続人　亡　藤木　義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋四丁目二三一七番地、最後の住所東京都豊島区上池袋四丁目二六番二号　被相続人　亡　倉垣　甫夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

東京都千代田区麹町四―三―二九ＶＯＲＴ紀尾井坂五階新生綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市西区樫野台六丁目七番地一、最後の住所東京都港区六本木五丁目一八番一九―三〇七号　被相続人　亡　中村　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市大沢四丁目八六九番地、最後の住所東京都三鷹市大沢四丁目三番五号　被相続人　亡　銭場　高良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十七日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室
相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

会社設立のお知らせ

平成二十九年九月一日宇都宮地方法務局にて会社設立登記を完了し合同会社ビーデザインがここに発足しましたので、お知らせいたします。

平成二十九年十月十七日
栃木県さくら市喜連川五三七九番一号
合同会社ビーデザイン
代表社員　中村　浩二